

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 26 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 22 号（令和 4 年 11 月 14 日付）分・・・1 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

社会・障がい者福祉課「サン・アビリティーズいいづか」 【局長指摘事項】

指 摘 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>1 電子複写機利用料金について</b> サン・アビリティーズいいづかでは、電子複写機の利用者から実費負担として 1 枚当たり片面 10 円・両面 20 円の料金を徴収している。 しかしながら、この料金徴収については、サン・アビリティーズいいづかの管理に関する基本協定等にも記載がなく、金額算定の根拠が不明確である。 電子複写機利用料金について、規程を整備すること。</p>	<p>サン・アビリティーズいいづか条例の設置目的である「心身に障がいを有する者の福祉の向上と市民福祉の増進を図る」に合致するとの判断から、サン・アビリティーズいいづかの管理に関する基本協定第 45 条第 1 項に定めるところにより、自主事業として複写機を利用した印刷サービスを開始し、同条 3 項に定める自主事業の実施条件として、別紙の「サン・アビリティーズいいづか複写機の市民等の使用に関する基準」を定め、令和 4 年 12 月 23 日より運用を開始しています。</p>